

令和7年12月24日

霧島市長 中重 真一 様

霧島市水道事業及び
簡易水道事業並びに
工業用水道事業運営委員会
委員長 上小園 伸一

意見書

水道料金の見直しについて、下記のとおり意見するとともに、留意すべき事項について、附帯意見として申し添えます。

記

1 意見

(1) 水道料金の見直しについて

水道料金の見直しは避けられないと判断する。

(理由)

水道は、市民生活及び経済活動に必要不可欠なライフラインであり、水道事業の持続性確保や災害対応力の強化のため、水道施設整備を着実に進める必要がある。

一方で、現行料金を維持しつつ、過度に将来世代に負担を先送りしない水準で企業債を借り入れた場合は、令和10年度には内部留保資金期末残高は△4億5千万円となり手持ち資金が枯渇、令和12年度には純利益が△8千万円となる見込みであり、水道事業の経営持続が困難となる。これにより更新投資の遅れや断水リスクの増大が懸念される。

(2) 総括原価、平均改定率について

水道料金の算定は、引き続き総括原価方式によるものとし、令和8年度から令和11年度までの総括原価は93億7,557万6千円が妥当と判断する。

さらに、当該総括原価から算定される水道料金の引上げ幅は、平均改定率23.21%が妥当と判断する。

(理由)

費用面では、国分台明寺配水区関連事業、管路更新率の0.7%への引き上げ等の耐震化・老朽化対策の経費に加え、昨今の物価上昇の影響を織り込みつつ、健全かつ安定的な事業運営を前提とした新たな収入確保・支出削減対策の取組を反映している。

(3) 水道料金体系について

基本料金及び従量料金の設定については、別紙「水道料金表」のとおりとすることが妥当である。

(理由)

従量料金は本来、均一料金を基本とすべきものであるが、霧島市水道事業では従前より逓増制(1m³～10m³ /11m³～30m³ /30m³を超える部分の3段階で1m³当たりの料金が高くなる仕組み)を採用しており、その逓増度は1.3倍と県内他市と比較しても低い水準にある。

逓増度の引き上げは、企業等の大口利用者に過度な負担を生じさせるおそれがあることから、原則として避けるべきであるが、一方で一般世帯等の小口利用者の平均改定率を抑制する必要性も大きい。

これらを総合的に勘案し、当委員会としては、逓増度を1.4倍へ見直すことは妥当であると判断する。

(4) 水道利用者への広報について

市ホームページや広報きりしま、公式X、公式Facebook、チラシ（または検針票）、FMきりしま等を活用し、今後の事業計画や経営の見通し、水道料金の見直しの必要性等について、詳細かつ分かりやすい広報に努めること。

なお、水道料金の平均改定率のみが過度に注目されないよう、事業の必要性・内容及び財政状況についても、十分に周知・広報すること。

2 附帯意見

- (1) 持続的に水道水を安定供給するため、今後も3～5年ごとに「霧島市新水道ビジョン～経営戦略～」が見直され、必要な場合には水道料金に反映されることを周知・広報すること。
- (2) 水道事業と簡易水道事業の統合や資金運用の最適化等を含め、業務の効率化や収入の確保、支出の削減など、経営改善の一層の推進に努めること。
- (3) 昨今の物価高騰などによる厳しい経済状況の中、水道料金を引き上げることに鑑み、市民生活支援のため、市として物価高騰対策もしっかりと進めていただきたい。

(別紙)

水道料金表（税抜き）

基本料金

種類	用途	口径	金額
専用給水装置、 共用給水装置	一般用、臨時用	13mm	620 円
		20mm	1, 150 円
		25mm	1, 670 円
		30mm	2, 470 円
		40mm	4, 210 円
		50mm	6, 880 円
		75mm	15, 760 円
		100mm	28, 290 円
		150mm	67, 090 円
		200mm	121, 150 円

従量料金

種類	用途	使用水量	金額（1 m ³ につき）
専用給水装置、 共用給水装置	一般用、臨時用	1 m ³ ～10 m ³ までの部分	100 円
		11 m ³ ～30 m ³ までの部分	125 円
		30 m ³ を超える部分	140 円